静岡県砂利採取業者及び採石業者登録事務取扱要綱

第1 総則

この要綱は、砂利採取法及び採石法に係る登録事務に関し、必要な事項を定めることで、採取計画を実施する業者の災害防止能力をあらかじめ確保し、もって採取に伴う災害を防止することを目的としている。

第2 登録申請

砂利又は岩石の採取を行おうとする者は、登録申請書(別紙1、別紙2)に必要な事項を記載の上、次の書類を添付して、河川砂防管理課に 提出するものとする。

- 1 申請者の誓約書(様式1-1又は1-2)
- 2 申請者が法人の場合は、業務を行う役員の誓約書(様式2-1又は2-2)
- 3 事務所に置く業務主任者又は業務管理者の誓約書(様式3-1又は3-2)
- 4 事務所に置く業務主任者又は業務管理者が、申請者又はその従業員であることを証する書面(健康保険証、所得税の源泉徴収票等の写し)
- 5 事務所に置く業務主任者又は業務管理者の住民票(住所が県外の場合)
- 6 事務所に置く業務主任者又は業務管理者が、業務主任者試験又は業務 管理者試験に合格した者若しくは砂利採取法第6条第1項第6号ロ又 は採石法第32条の4第1項第6号ロの規定による認定を受けた者であ ることを証する書類(合格証又は認定証の写し)
- 7 申請者(申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員) 及び事務所に置く業務主任者又は業務管理者の生年月日を証する書面 (健康保険証、免許証等の写し)
- 8 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

第3 登録事項変更届

- 1 砂利採取業者又は採石業者の登録事項の変更の届出をしようとする者は、登録事項変更届書(別紙3、別紙4)に必要な事項を記載の上、砂利採取法第5条第2項又は採石法第32条の3第2項の通知の写しと併せて、次の書類を添付して、当該所在地を管轄する土木事務所に提出するものとする。
 - (1) 役員の変更の場合

ア 業務を行う役員の誓約書(様式2-1又は2-2)

- イ 登記事項証明書
- ウ その法人の業務を行う役員の生年月日を証する書面(健康保険証、 免許証等の写し)
- (2) 業務主任者又は業務管理者の変更の場合
 - ア 事務所に置く業務主任者又は業務管理者の誓約書(様式3-1又 は3-2)
 - イ 事務所に置く業務主任者又は業務管理者が、業務主任者試験又は 業務管理者試験に合格した者若しくは砂利採取法第6条第1項第 6号ロ又は採石法第32条の4第1項第6号ロの規定による認定を 受けた者であることを証する書類(合格証又は認定証の写し)
 - ウ 事務所に置く業務主任者又は業務管理者が、申請者又はその従業 員であることを証する書面(健康保険証、所得税の源泉徴収票等 の写し)
 - エ 事務所に置く業務主任者又は業務管理者の住民票
 - オ 事務所に置く業務主任者又は業務管理者の生年月日を証する書面 (健康保険証、免許証等の写し)
- (3) その他の変更の場合 当該変更を確認することができる書面
- 2 土木事務所長は登録事項変更届書を受理したときは、届出者に対しその旨を通知し、その変更の内容を登録事項変更届出書類の写しと併せて河川砂防管理課に報告するものとする。

第4 承継届

砂利採取業者又は採石業者の地位の承継の届出をしようとする者は、 承継届書(別紙5、別紙6、別紙7)に必要な事項を記載の上、次の書 類を添付して、河川砂防管理課に提出するものとする。

- 1 砂利採取業者又は採石業者の事業の全部を譲り受けてその地位を承継 した者にあっては、証明書(別紙8、別紙9)及び事業の全部の譲渡 があったことを証する書面
- 2 砂利採取業者又は採石業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、証明書(別紙10、別紙11)及び戸籍謄本
- 3 砂利採取業者又は採石業者の地位を承継した相続人であって、上記 2 の相続人以外のものにあっては、証明書(別紙 12、別紙 13)及び戸籍 謄本
- 4 合併により砂利採取業者又は採石業者の地位を承継した法人にあって

は、その法人の登記事項証明書

- 5 分割により砂利採取業者又は採石業者の地位を承継した法人にあっては、証明書(別紙 14、別紙 15)及びその法人の登記事項証明書
- 6 承継人の誓約書(様式1-1又は1-2)

第5 登録証の再交付

砂利採取業者又は採石業者の登録証の再交付の申請を行おうとする者は、再交付申請書(様式4-1、4-2)に必要な事項を記載の上、登録申請と同様の書類を添付して、河川砂防管理課に提出するものとする。

附則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

附 則 [令和2年12月28日河管第183号]

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の様式(以下「旧様式」という。)により 提出されている申請書等は、改正後の相当する様式により提出された申請書 等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調製して使用することができる。